

第47期 中間決算公告

平成24年12月28日

東京都千代田区丸ノ内3-4-1(新国際ビル)

韓国外換銀行在日支店

日本における代表者 尹 健人

平成24年9月30日現在中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
現金預け金	12,556	預金	63,130
コーポレート		譲渡性預金	
買現先勘定		コーポレートマネー	500
債券貸借取引支払保証金		売現先勘定	
買入手形		債券貸借取引受入担保金	
買入金銭債権		売渡手形	
商品有価証券		コーポレシヤル・ペーパー	
金銭の信託		借用金	14,320
有価証券		外国為替	824
貸出金	51,677	その他負債	1,010
外国為替	4,187	未払法人税等	261
その他資産	893	リース債務	
リース投資資産		資産除去債務	
その他の資産	893	その他の債務	748
有形固定資産	269	賞与引当金	2
無形固定資産	69	退職給付引当金	217
繰延税金資産		特別法上の引当金	
支払承諾見返	3,538	繰延税金負債	
貸倒引当金	△ 1,448	支払承諾	3,538
本支店勘定	20,792	本支店勘定	6,378
		小計	89,921
		利益準備金	2,011
		中間繰越利益剰余金	605
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
合 計	92,539	合 計	92,539

(記載上の注意)

- 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - 継続企業の前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次の掲げる事項
 - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 : 該当なし
 - 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 : 該当なし
 - 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 : 該当なし
 - 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別 : 該当なし
 - 次に掲げる会計方針に関する事項
 - 有価証券の評価基準及び評価方法 : その他の有価証券－評価後、その他有価証券評価差額金算入
 - 有形固定資産の減価償却の方法 : 定率法
 - 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 : 期末のTT仲値
 - 貸倒引当金の計上方法 : 債権分類に応じた比率に基づき計上
 - 退職給付引当金の計上方法 : 期末要支給額の100%
 - リース取引の処理方法 : 経費処理
 - ヘッジ会計の方法 : 該当なし
 - 金銭の信託の評価基準及び評価方法 : 該当なし
 - デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 : 金融商品会計に関する実務商品会計に関する実務指針に基づく時価会計
 - その他採用した重要な会計方針 : 該当なし
 - 会計方針を変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条から第5条の2の5までの規程に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。)
 - 金融商品の時価等に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない)
 - 貸貸等不動産の時価に関する事項(ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない)
 - 持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の7に規定する事項
 - 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4(ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第4項を除く。)に規定する有価証券に関する事項
 - 貸出金のうち破綻先債権 (100 百万円)、延滞債権 (692 百万円)、
 - 3ヶ月以上延滞債権 (757 百万円)及び貸出条件緩和債権 (5,004 百万円)
 - の額並びにその合計額 (6,453 百万円)。なお、それぞれの定義は銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。
 - 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額 : 該当なし
 - 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額 : 該当なし
 - 中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度(当該中間会計期間を除く。)以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象 : 該当なし
 - 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の10から第5条の13まで、第5条の16、第30条及び第50条の3に規定する企業結合に関する事項 : 該当なし
 - 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の14、第5条の15及び第5条の17に規定する事業分離に関する事項 : 該当なし
 - 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額 : 該当なし
 - 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項 : 該当なし
- 法令に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

平成 24 年4月 1日から
中間損益計算書
平成 24 年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	1,473
資 金 運 用 収 益	1,096
(うち貸出金利息)	(703)
(うち有価証券利息配当金)	()
役 務 取 引 等 収 益	208
そ の 他 業 務 収 益	133
そ の 他 経 常 収 益	34
経 常 費 用	1,511
資 金 調 達 費 用	506
(うち預金利息)	(338)
役 務 取 引 等 費 用	35
そ の 他 業 務 費 用	5
営 業 経 費	473
そ の 他 経 常 費 用	491
経 常 利 益	(△ 38)
(又は経常損失)	(△ 38)
特 別 利 益	1
特 別 損 失	-
税 引 前 中 間 純 利 益	(△ 36)
(又は税引前中間純損失)	(△ 36)
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	179
法 人 税 等 調 整 額	-
法 人 税 等 合 計	179
中 間 純 利 益	(△ 215)
(又は中間純損失)	(△ 215)
繰越利益剰余金(当期首残高)	934
利 益 準 備 金 積 立 額	-
利 益 準 備 金 取 崩 額	-
本 店 へ の 送 金	-
(本店からの補填金)	-
中 間 繰 越 利 益 剰 余 金	718

(記載上の注意)

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本部経費負担額を注記すること。
なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。
 - (1) 直接経費(派遣職員給与等) : 該当なし
 - (2) 間接経費割当額 : **16百万円**
- 3 法令に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 遡及適用(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規程する遡及適用をいう。)又は修正再表示(同条第37号に規定する修正再表示をいう。)を行った場合には、繰越利益剰余金(当期首残高)に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金(当期首残高)を区分表示すること。